

令和8年度東区市民企画講座選定要領

1 選定委員会の設置及び委員

選定に際し、選定委員会（以下、委員会とする。）を設置する。選定委員（以下、委員とする。）は、東区生涯学習推進課職員（課長、人権推進係長、生涯学習係長、管理係長、生涯学習係員1名の計5名）及びその他東区生涯学習推進課長が必要と認める者とする。

2 選定方法

- （１）応募企画について疑義がある場合は、必要に応じて、企画者から企画内容等についてヒアリングを行う。
- （２）委員は、下記に示す評価項目に照らして評価を行う。

評価項目	配点	具体的な視点
東区のまちづくりの目標との整合性	10	◇東区のまちづくりの目標を踏まえた企画内容となっているか
講座終了後の自主活動への視点	5	◇講座終了後、受講者による自発的・自主的な継続した活動を期待できるか
公益性・非営利性	5	◇行政機関が実施することに問題はないか ◇直接・間接を問わず、特定の団体・個人の営利・宗教目的につながらないか
企画の具体性	5	◇企画内容がある程度練り込まれており、協議・調整することで、実際の運営がスムーズに行われることが見込まれるか
東市民センター（なみきスクエア）の利用促進	5	◇東市民センター（なみきスクエア）で実施できる企画内容で、多くの受講者や高い受講満足度を得ることが期待できるか

- （３）委員会において、委員の評価をまとめ順位を付した「応募企画評価表」を基礎資料として、委員が合意に達するまで協議し、採用企画を決定する。

なお、採用企画は2講座程度とするが、全ての応募企画の評価が著しく低い場合は、採用企画なしとすることができる。

また、採用企画以外で、比較的に評価点数が高く、企画者の自主運営が可能と認められる場合は、会場提供型企画として採用できるものとする。